

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第1回都・区市町策定検討会議

1. 日時・場所

平成29年6月8日（木）13:30～15:00

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

(1) 都・区市町策定検討会議の設置

(2) 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方

(3) その他

4. 配布資料

議事次第

資料1 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」検討体制

資料2 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」都・区市町策定検討会議設置要綱

資料3 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方

5. 議事録（質疑）

目黒区

- ・ 専門アドバイザー委員会に提出する資料については、事前に部長級の会議にもかけていただきたい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・ 次回の都・区市町策定検討会議は年末開催予定となっているが、議論の推移を見ながら柔軟に対応したい。

練馬区

- ・ 平成30年度末に策定予定の基本方針について、策定主体は都及び区市町となるのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・第四次事業化計画の策定時と同様に、都及び区市町の協働による策定として考えている。

目黒区

- ・アドバイザー委員会での委員の発言にもあったように、本検討が第四次事業化計画における優先整備路線に誤解や不適切な影響を与えないか非常に懸念しており、慎重な議論がなされるべきである。
- ・仮に都市計画決定を路線ごとに都及び区市町で分担して行うのであれば、施行者が都か区かによって都市計画の決定権者が定まるのであるから、施行者を先行して決定する必要がある。

世田谷区

- ・部長級の会議を含めて、いろいろ議論した上で、検討を進めていただきたい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・優先整備路線に対しては、本検討の対象範囲を明確にすることで、誤解や不適切な影響等を生じないように配慮したい。
- ・検討主体については、都市計画法や都区制度改革実施大綱等を踏まえ、都と区市町で個別に調整の上、順次決定していきたい。

東大和市

- ・平成 29 年度末の中間のまとめの中で、本検討の対象路線は示されるのか。
- ・本検討の対象路線と、第四次事業化計画における計画内容再検討路線及び見直し候補路線の違いを確認したい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・中間のまとめでは、本検討の対象路線は図面等で示す予定である。
- ・計画内容再検討路線は、第四次事業化計画において、必要性は確認されたが、特別の事由により検討が必要とされた路線であり、本検討に先行して検討が進められている。
- ・見直し候補路線は、第四次事業化計画において、必要性が確認されなかった路線である。

世田谷区

- ・2040 年代の都内の都市計画道路網全体を適切に見据えた上で、個別路線の検証を行う必要がある。
- ・23 区の都市計画道路は一体であるため、個別の対象路線だけ検討するのは、議論を矮小化させてしまう。

- ・関係者等に対して本検討内容を説明するために、都市計画道路の在り方の基本的な考え方や検討主体を明確にする等、検討方法を十分整理しておく必要がある。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・現在策定中の都市づくりのグランドデザインを踏まえ、2040年代の都市像を見据えた上で本検討を行っていく予定であり、対外的にも丁寧な説明ができるように整理していきたい。

都市基盤部長（座長代行）

- ・都市計画道路網全体のネットワークと個別路線の妥当性は表裏一体であることを念頭に検討を進めていく。

練馬区

- ・各区市町で考え方に異なる点もあると思われ、調整に時間を要することが想定されるため、検討状況を踏まえ、スケジュールは柔軟に対応してもらいたい。
- ・各区市町が資料を十分に確認し、検討できるような体制やスケジュールを組んでほしい。
- ・概成道路については、検証の指標となるスペック等、十分な論理性を持った上で検討する必要がある。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・スケジュールについては、各調整事項の進捗を踏まえ、柔軟に対応する予定である。
- ・概成道路については、車線数等に応じていくつかのスペックを定め、道路構造令及び条例に基づき検討していく予定である。

都市基盤部長（座長代行）

- ・スペックはあくまで標準的な判断基準であり、最終的には路線ごとに検討の上、論理的な説明ができるかが重要となる。

建設局道路建設部長

- ・スケジュールについては、短期間で多くの事項を整理していく必要があるため、事務局には計画的に作業できるように進行管理をお願いしたい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・役割分担と各作業の期限を決めた上で進行管理をしていきたい。

都市基盤部長（座長代行）

- ・ 現段階のスケジュールを基に検討を進め、平成 30 年度を目途に基本方針を策定していくが、各調整事項の進捗を踏まえ、柔軟に対応していきたい。

国分寺市

- ・ 各路線の検討主体はいつまでに決定する予定か。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・ 都及び区市町の両方で合意できるように順次調整していきたい。

国分寺市

- ・ 個別路線の検討には検討主体の決定が必要であるため、早い段階での調整をお願いしたい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・ 調整に時間を要す路線もあると想定されるため、早い段階で調整を開始する。

都市基盤部長（座長代行）

- ・ 検討主体について合意された個別路線は順次検討を行い、それ以外の路線の調整は並行して進めていくことになる。

以上

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第1回都・区市町策定検討会議 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
政策企画局	技術政策担当部長	
都市整備局	理事【座長】	(代理)
	企画担当部長	
	技監（都市づくり政策部長事務取扱）	
	都市づくりグランドデザイン担当部長	
	都市基盤部長	
	交通政策担当部長	
航空政策担当部長（外かく環状道路担当部長兼務）		
都市基盤部 街路計画課長	(代理)	
街路計画調整担当課長		
	市街地整備部長（選手村担当部長兼務）	(代理)
	防災都市づくり担当部長	
	市街地建築部長	
建設局	道路管理部長	
	道路保全担当部長	
	道路建設部長	
	道路計画担当部長	
	公園計画担当部長	
港湾局	港湾整備部長	(代理)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第1回都・区市町策定検討会議 区市町 出席者名簿

所 属		備 考
千代田区	環境まちづくり部長	
中央区	環境土木部長	(代理)
港区	街づくり事業担当部長	(代理)
新宿区	都市計画部長	(代理)
文京区	都市計画部長	(代理)
台東区	都市づくり部長	(欠席)
墨田区	都市計画部長	(代理)
江東区	土木部長	(代理)
品川区	都市環境部長	(代理)
目黒区	都市整備部長	(代理)
大田区	まちづくり推進部長	
世田谷区	道路・交通政策部長	
渋谷区	土木清掃部長	(代理)
中野区	都市基盤部長	(代理)
杉並区	土木担当部長	
豊島区	都市整備部長	
北区	まちづくり部長	(代理)
荒川区	防災都市づくり部長	(欠席)
板橋区	都市整備部長	(代理)
練馬区	練馬区技監 都市整備部長事務取扱	
足立区	都市建設部長	(代理)
葛飾区	都市施設担当部長	(欠席)
江戸川区	土木部長	

所 属		備 考
八王子市	都市計画部長	(代理)
立川市	まちづくり部長	(代理)
武蔵野市	都市整備部長	(代理)
三鷹市	都市整備部長	(代理)
青梅市	建設部長	(代理)
府中市	都市整備部長	(代理)
昭島市	都市計画部長	
調布市	都市整備部長	(代理)
町田市	都市づくり部長	(代理)
小金井市	都市整備部長	(代理)
小平市	都市建設担当部長	(代理)
日野市	まちづくり部長	(欠席)
東村山市	まちづくり部長	
国分寺市	まちづくり部長	
国立市	都市整備部長	
福生市	都市建設部長	(代理)
狛江市	都市建設部長	(代理)
東大和市	都市建設部長	
清瀬市	都市整備部長	
東久留米市	都市建設部長	(代理)
武蔵村山市	都市整備部長	(代理)
多摩市	面整備担当部長	(代理)
稲城市	都市建設部長	(代理)
羽村市	都市建設部長	
あきる野市	都市整備部長	
西東京市	まちづくり担当部長	(代理)
瑞穂町	都市整備部長	(欠席)
日の出町	まちづくり課長	(欠席)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第1回都・区市町策定検討会議 オブザーバー 出席者名簿

所 属		備 考
国土交通省 関東地方整備局	東京国道事務所 副所長	(代理)
	相武国道事務所 副所長	
	川崎国道事務所 副所長	(代理)